

(仮訳)

2009年11月18日

アジア太平洋経済社会委員会

「北京行動綱領」の地域的实施状況及び地域的・国際的成果を見直すハイレベル政府間  
会合

2009年11月16日-18日

バンコク

「北京行動綱領」採択 15 周年における地域的实施状況及び地域的・国際的成果を見直  
すアジア太平洋ハイレベル政府間会合の成果文書

### 北京 + 15 に向けたバンコク宣言

1. 我々、ESCAP加盟国及び準加盟国の代表者は、2009年11月16-18日、「北京行動綱領」  
の実施状況を見直すため、アジア太平洋地域の準備過程の一環として組織されたハイレ  
ベル政府間会合に参加するためバンコクに集合し、以下の宣言を採択した。
2. 第4回世界女性会議で採択された「北京宣言及び北京行動綱領」及び第23回国連総会  
の成果を再確認し、「北京宣言」はジェンダー平等の達成において世界の女性の地位向  
上への重要な貢献であり、すべての国、国連システム及び他の関連機関により効果的な  
行動に移されるべきであると強く確信する。
3. ジェンダー平等及びすべての人権と万人の基本的な自由の完全な享受の促進及び保  
護は、開発、平和及び安全を促進する上で不可欠であることを確認する。
4. 国連ミレニアム宣言に含まれる目標を含め、国際的に合意された開発目標に示され  
るように、ジェンダー平等及び女性・女兒のエンパワーメントの推進が求められている  
ことを認識する。
5. また、女性、平和及び安全に関する国連安全保障理事会の2000年10月31日の決議1325  
号(2000)、2008年6月19日の決議1820号 (2008)、2009年9月30日の決議1888号 (2009)及  
び 2009年10月5日の決議1889号(2009)と、関連するその他の国連決議を想起する。

6. 世界人権宣言、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、児童の権利に関する条約及びその他の人権に関する法律文書も想起する。

7. 「北京行動綱領」のアジア太平洋地域の実施状況の見直しの準備の際には、市民社会組織の参加に留意する。

8. 域内の持続的かつ包括的開発を促進する手段として、女性の地位向上とジェンダー平等における域内の国連パートナー間の協調と一貫性の強化に貢献してきた、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントに関する地域調整メカニズムのテーマ別作業部会を再設置したことに対し、**ESCAP**事務局長を賞賛する。

9. 世界的レベルでのジェンダー平等と女性のエンパワーメントの促進を支援するための国連のジェンダー機構の提案された変更を歓迎し、アジア太平洋地域調整メカニズムも含めて、地域レベルで **ESCAP** と密接に協力するための新しい世界的な機構の必要性を留意する。

以下の懸念を表明する。

10. この地域は経済的な原動力となり急速な経済成長を経験したが、多くの国において不平等が拡大し、貧民層では女性が過度に多数を占めており、この傾向は近年の金融危機で悪化している。

11. 経済的な貢献が高いにもかかわらず、女性の大半は域内において、臨時雇いで、低賃金の、低熟練の労働者であり、しばしばいかなる社会的保護も受けられずに働き、差別に対する脆弱性が増加している。

12. 女性は無償労働、特にケア提供労働の大きな責任を担い続けており、これにより、女性の労働市場とのつながりがより弱く、社会保障給付へのアクセスがより弱く、教育/訓練、余暇及び自己管理、及び政治活動のための時間がより少なくなっている。

13. 一部の国では、女兒や女性の教育におけるジェンダー平等は達成されているが、域内の大部分の地域では進捗のかなりの必要性がまだある。

14. 女兒と女性の教育における改善は、域内の多くの女性にとってより良い経済機会を

体系的に生み出してはならず、女性は概して男性より賃金が大幅に低く、能力以下の仕事に従事している。

15. 文化に根づいた男子優先、性選別の人工妊娠中絶、女兒殺害、女兒の栄養不良の深刻な影響、早婚、児童売春及び児童に対する商業的な性的搾取等の要素が、女兒の人権を傷つけ、彼女たちの可能性を制限し続けている。

16. 多くの国において、女性のためのクォータ制またはリザーブ制等により政治における女性の参画が拡大するという歓迎すべき進捗がある一方で、政治における女性の参画は依然として低いレベルに留まっており、域内の少数の国しかECOSOCが設定した参画目標の30%に達していない。

17. 域内の一部の地域では、妊産婦死亡率が容認しがたいほど高く、女性の性と生殖に関する健康と権利について域内の進捗が十分でない。

18. 域内では、女性の間で配偶者や親密なパートナーからの新規HIV感染が激増しており、抗レトロウイルス薬 (ART) の域内の普及及び男女双方に対するHIVの母子感染予防(PMTCT) 措置は世界平均を下回ったままである。

19. 域内の一部の国では、特に女性や女兒の人身取引との戦いに大きな進捗があるものの、人身取引は域内で行われ続けている。

20. 域内のすべての国が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (CEDAW) の締約国というわけではない。

21. 差別的慣習、女性や女兒の権利の侵害及び特に暴力に関する刑罰免責は域内の国々で存続しており、女性に対する差別や暴力に対処する国内法の制定及び実施は優先課題であり続けるべきである。

22. 情報通信技術 (ICT) は域内の女性たちに多大な便益をもたらしたが、女性は未だ平等なアクセスを持たず、こうした技術は、インターネット上でポルノや性的、軽蔑的かつ暴力的な女性のイメージの増殖も助長し、女性や女兒の人身売買の促進や組織化における利用を含め、新たな形態の女性搾取を生み出している。

23. 女性は家庭内における天然資源管理に大きな責任を担う一方で、児童や高齢者とともに気候変動の結果に対して実際最も脆弱であるにもかかわらず、環境政策の策定、計

画及び実施から排除されてきた。

24. 紛争または紛争終結後の国々で暮らす女性たちは、紛争の防止や解決及び平和構築において特別なニーズがあり、重要な役割を果たすにもかかわらず、紛争及び紛争終結後の意思決定への参画は依然として低い。

**25. 我々、ESCAP加盟国および準加盟国の代表者は、「北京宣言及び行動綱領」及び第23回国連特別総会の成果の完全かつ効果的な実施への我々の誓約（コミットメント）を再確認する。**

**26. 再確認にあたり、我々は協調して計画した以下の行動を約束する。**

27. 「北京行動綱領」及び第23回国連総会の成果の完全かつ効果的な実施にむけた努力を強化し、それらの実施の際に直面する障害を克服する。

28. ジェンダーの進捗及び格差を効果的に監視し評価するためのジェンダー分析ツールの開発を含め、とりわけ、地域、国家及び地方の政策とプログラムの設計、実施及び評価において、ジェンダーの視点の積極的な主流化を促進する。

29. 財務その他適切な支援の明確なコミットメント等を通し、女性の地位向上及びジェンダー平等に向けて機能するような国内本部機構や他の制度的メカニズムの役割を強化し、十分に適切なスタッフ及び資源を確保する。

30. 生活のあらゆる分野における女性の完全な参画の確保に必要なすべてのレベルでの意思決定に女性が男性と同等に参画できることを確保することにより、国レベルでの実現可能な環境の創出に向けて効果的な行動を取る。

31. ジェンダー平等はそれ自体が目標であり、他のすべての目標の中核であるという認識の下に、国連ミレニアム宣言の実施のために完全かつ効果的な行動を取る。

32. 家庭内やケアの労働及び責任等の分野を含め、ジェンダー平等の推進において女性・女兒と男性・男児の共同責任を奨励し、固定観念に基づく態度や行動へ対処する。

33. 持続可能な発展を達成する枠組み全体の中で、女性の完全かつ平等な参画により設計、監視される経済政策を実施し、とりわけ経済困難の時期に特に女性のための貧困撲滅プログラムを確実にする。

34. 女性の経済的、社会的、政治的、文化的権利を効果的に向上させる財政配分と公共支出により、国の政策策定、計画及び公費管理におけるジェンダーへの対応を促進する説明責任メカニズムを強化または設置する。

35. ジェンダー統計作成にかかる統計能力構築への努力に対する支援を強化し、ジェンダー統計の収集及び処理の方法論を開発することにより、性別、民族別、年齢別、地域別の時宜を得た信頼できるデータを提供する。また、ジェンダー統計が、政策及びプログラムの決定を導き、ジェンダーの進捗と格差を効果的に監視及び評価するよう確保する。

36. 女性労働者、特にインフォーマル部門の女性、農山漁村の女性及び出稼ぎ労働者の権利と福祉の保護及び促進を目的とした協力的なアプローチや戦略に貢献する。

37. 移民女性に対する根強い差別や深刻な人権侵害に取り組む。

38. 女性の生涯を通して、あらゆるレベルでの教育及び訓練を含めた、適切で手頃な価格の利用しやすい公共及び社会サービス並びにあらゆる種類の恒久的で持続的な女性のための社会保護/社会保障システムへの平等なアクセスの提供を強化し、これを確保し、この分野での国の努力を支援する。

39. 知識・技能訓練、取引の機会及び技術を含めた資源へのアクセス及び管理を女性たちに提供することにより、女性の起業能力を強化する。

40. 女性の多様なニーズを考慮して、あらゆる女性に質が高く手頃な価格の利用しやすいヘルスケア及びサービスを確保するために、国の政策、プログラム及び法律を見直し、適切な場合には改正する。また妊婦死亡率を下げ、熟練した分娩介助者による出産の割合を増加し、最も広範囲で達成可能な安全かつ効果的な家族計画及び避妊の方法を提供し、HIV/エイズのリスクを軽減するための特定のベンチマークの達成に特に注意を払い、国際人口開発会議の行動計画の更なる実施のための主要な行動をとる。

41. 女性及び女兒に対するあらゆる形態の暴力を防止する努力を強化し、被害者を保護し、女性と女兒への暴力加害者を捜査、起訴、処罰し、男性及び男児並びに地域社会及び宗教的奉仕活動団体等を女性に対する暴力の根絶に関与させる。

42. 女性及び女兒のあらゆる形態の人身取引と戦うための措置を含めた、女性に対する

暴力根絶のための多分野に跨る国の戦略の実施に、能力及び資源が利用できるよう計画し確実なものにする。

43. ICTに関連した暴力及び女性の搾取と戦うための措置に取り組み策定する。

44. ICTの開発にジェンダーの視点を含め、女性の積極的な参画を活用する。

45. 国際人道法および国際人権法のもとの国の義務に従って、武力紛争及びその終結後において、特に性的暴力からの女性及び女児の保護を確保する。

46. 平和と安全の維持及び促進のためのあらゆる努力に女性の平等な参画と完全な関与を確保し、紛争予防及び解決に関する意思決定における女性の役割を確保する。

47. 環境、災害管理及び気候変動適応プログラムにジェンダーの視点を主流化する。

48. 適応戦略を含めた環境政策の策定、計画及び実施において、自然体系の女性のニーズ及び知識が活用されることを確保する。

49. ジェンダーの視点を取入れ農業政策及びメカニズムを強化し、市民社会と協力して農民、特に農山漁村の女性を、教育・訓練プログラムで支援し、また、生産性向上のために、彼女たちのサービスや資源へのアクセスを可能にするような情報発信を強化する。

50. 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約及び選択議定書について、批准又は加入を特に優先的な事項として検討し、留保の範囲を制限し、この条約の目的に反するか関連条約と矛盾する留保を撤回する。

51. あらゆる人権関連法律文書、特に女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約のもとの義務の完全な実施等をとおり、女性のあらゆる人権及び基本的な自由を促進し、保護し、尊重する。

52. 女性及び女児を差別する法律を撤廃し、こうした政策や慣習をなくす努力を継続し、女性の権利を保護しジェンダー平等を促進する法律を採択し、こうした慣習を促進する。

53. 「北京宣言及び行動綱領」及び第23回国連特別総会の成果の実施において、ジェンダー平等の促進のための市民社会及び民間セクターとのパートナーシップを強化し、市民社会、特に非政府組織及び女性組織の役割と貢献を支援する。

54. 「北京行動綱領」の更なる実施を定期的に見直し、2015年に市民社会を含めたすべての関係者が集結して進捗と課題を評価し、目標を設定し、「北京行動綱領」採択20周年にふさわしい新たなイニシアティブを検討する。

55. アジア太平洋経済社会委員会の加盟国及び準加盟国並びにその他の関係者の間で、地域に重要な政策選択枝や課題に関し、世界的なプロセスの中でアジア太平洋地域の声を伝えるために、域内及び小域内での対話や協力を強化する。

**56. ESCAPの事務局長に対し、以下のために必要に応じて、既存の資源を効果的に活用し、追加的な任意の資源を動員するよう要請する。**

57. 「北京行動綱領」、第23回国連特別総会の成果及び「北京行動綱領」採択15周年における地域的实施を見直すアジア太平洋ハイレベル政府間会議の勧告の実施において、加盟国及び準加盟国を支援するESCAPの役割を強化する。

58. ESCAPの作業プログラムの下でのすべてのサブプログラムにジェンダーの視点を主流化する。

59. 加盟国及び準加盟国からの要請に応じて、ジェンダー予算、ジェンダー監査、性別データ及び監視・業績評価指数等のメカニズムやプロセス等とおし、あらゆるプログラムにジェンダーの視点及び人権に基づくアプローチを主流化させるための国の能力構築に向けた技術支援を行う。

60. 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准/加入及び/または実施に関し、加盟国及び準加盟国を支援する。

61. 国連事務総長の女性に対する暴力根絶のためのUNiTEキャンペーンに対する域内の協調的対応とフォローアップ活動等を含め、女性に対する暴力及び女性と児童の人身取引と戦うための行動を促進するメカニズム及び計画を更に発展させるため、アジア太平洋地域調整メカニズムを動員する。

62. 女性の地位向上及びジェンダー平等に関する域内の国連機関間の更なる相乗効果の達成を推進するにあたり、域内調整メカニズムの長としてのESCAPの調整の役割を強化する。

63. この成果文書を、第54回婦人の地位委員会及び検討のために第66回ESCAP総会に提出する。